

# 構造改革特別区域計画

## 1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宮城県遠田郡田尻町

## 2. 構造改革特別区域の名称

たじり子育てスマイル特区

## 3. 構造改革特別区域の範囲

宮城県遠田郡田尻町の全域

## 4. 構造改革特別区域の特性

本町は、仙台市の北約50km、大崎平野の北東部に位置し、豊かな土壌に恵まれた水田地帯となっており、稲作を中心とした農業が盛んであるが、昨今の農業を取り巻く状況は厳しく、就業構造の変化や兼業農家の増加に加え、農業従事者の高齢化や後継者不足、女性の就業での共働き世帯の増加、核家族化など、これまでの家庭の状況が様変わりしてきている。

また、本町は生涯学習への取り組みが早く、集落単位の結びつきが強い特性を生かし、昭和54年から町内42のすべての行政区に「町民学校」を組織し、地域の子どもからお年寄りまで世代を越えた交流を図りながら互いに「学べる」環境づくりを進め、地域コミュニティの醸成と青少年の健全育成に努めてきた。さらに、昭和62年からは、現在の厚生労働省で推進している「地域子育て支援センター事業」が始まる以前から、親子の交流の場、子育て学習の場、子育ての悩み相談の場として「親子サロン」を開設し、幼稚園や保育所とも交流を図りながら家庭教育の重要性を説き、地域や家庭の教育環境の仕組みづくりを積極的に進めてきました。

本町の人口は、13,310人（平成15年11月末日現在）であり、昭和30年以降、高度経済成長とともに人口の流出が続き、現在も減少傾向であり、65歳以上の高齢者人口は3,538人（26.6%）で急速に増加している一方で、生産人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）が減少しており、特に年少人口については1,695人（12.7%）と減少傾向が顕著に現れている。出生数については、昭和62年を境に急激に落ち込み、その後横ばいで推移しているものの、少子高齢化が進行しており、幼児同士のふれあう機会が減少し社会性を育むうえで課題が生じてきている。（下表参照）

こうした状況を踏まえ、平成14年に少子化対策を含めた総合的子育て支援策を基本とし、昭和50年代前半に建設され老朽化している町内2か所の保育所及び町

内3か所ある幼稚園のうち町中心部にある沼部幼稚園の建替えも考慮した「子育て支援活動基本計画/たじり・あんしん子育てプラン（以下「あんしんプラン」という。）」を策定した。さらに、平成14年度から2か年文部科学省から「幼稚園・小学校連携に関する総合的調査研究実践校」の指定を受け、町内3幼稚園・3小学校において、異年齢による子どもの交流による幼児教育と学校教育の在り方の調査研究を進めているほか、社会全体で子育てを支え、少子化対策へつなげるため「次世代育成支援地域行動計画」を厚生労働省のモデル指定を受け、現在策定作業を進めているところである。

出生数の推移（各年度末出生数）

年 度	人 数	年 度	人 数	年 度	人 数	年 度	人 数
昭和 62 年	182	3 年	111	7 年	109	1 1 年	110
63 年	109	4 年	113	8 年	103	1 2 年	102
平成 元年	130	5 年	93	9 年	106	1 3 年	98
2 年	121	6 年	110	1 0 年	109	1 4 年	97

## 5 . 構造改革特別区域計画の意義

急速に少子化が進み、地域において幼児同士が共に活動する機会が減り、加えて兄弟も少なく、幼児期に必要とされる集団での生活及び社会性や自主性を涵養することが困難となり、幼児の健全な育成に支障をきたす状況になってきている。さらに、親たちは、子どもをたくさん産み育てたいという思いがあっても、子育てと仕事の両立の難しさや、子育てに対する精神的・経済的な負担感などから、理想を現実にできない状況にある。

こうした状況を打開するため策定された「あんしんプラン」の基本理念は、「安心して子どもを産み育てることができ、親子が心身ともに健やかに成長できるまちづくり」としており、次のような3つの基本姿勢を掲げている。

- ( 1 ) 家庭における子育て支援
- ( 2 ) 地域ぐるみの子育て支援
- ( 3 ) 子どもの幸せを最大限尊重した支援

その後、従前より実施している「親子サロン」を発展させた「地域子育て支援センター」を中央公民館に設置し、子育て相談・親子の仲間づくり（親子サロン）・子育ての情報提供等を行っている。さらに、本計画推進のため地域住民や関係機関による「たじり子育て支援ネットワーク会議」を組織し、子育てしやすい環境づくりを目指し、活動を始めており、着実に子育てに係る環境が形成されつつある。

また、「あんしんプラン」においても掲げられた老朽化した保育所と幼稚園の建替えも「子どもの幸せ」に重点を置き、保護者の就労状況等の家庭環境の違いから、保育に欠ける欠けないといった親の都合での保育所・幼稚園入園（入所）に捉われ

ることなく、3歳児から5歳児までの同年齢の幼児を「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針（平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号）」に基づく同じ保育室で合同保育すること、加えて子どもたちの健全な育成には不可欠な食指導「食育」についても同様に実施することにより、幼稚園児・保育所児が分け隔てなく平等・公平に保育が受けられることができるよう幼保一元化した幼保合築施設（以下「子育て支援総合施設」という。）の建設に着手したところである。この施設のオープンは、平成17年4月を予定している。

さらに、保育の実施に係る事務が教育委員会に委任されることにより、保育所と幼稚園の事務が別々に処理されるのではなく、これまで保護者側の強いニーズのあった入所手続きなどを一元化することができ、事務処理もより一層簡素効率化が図られる。また、現在着手している「子育て支援総合施設」における年齢に応じた合同保育のカリキュラムの作成や幼稚園教諭と保育士の交流、合同研修会など幼保一元化に向けた体制を確立することができる。

以上のことにより、特区の導入は「あんしんプラン」の基本目標「安心して子どもを産み育てることができる町・たじり」の実現に不可欠である。

## 6. 構造改革特別区域計画の目標

「あんしんプラン」において「子育て支援総合施設」は、保育所と幼稚園、そして親子サロンや子育て相談などを担当する地域子育て支援センターが一体化した子育て支援の拠点施設となる。

この施設は、0歳児から2歳児は保育所として預かり、3歳児から5歳児については、保育所と幼稚園の分け隔てなく合同活動できる「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針（平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号）」に基づく同一の保育室を設定し、同一のカリキュラムでより質の高い幼児教育の提供を行う予定であるが、将来的には町内すべての幼稚園においても合同活動ができることを目指している。さらに、子どもの健全な育成に不可欠な「食」についても、4歳児と5歳児については分け隔てなく「食育」という観点から、保育所児にも学校給食センターから搬送された給食を提供する。同じ地域の幼児でありながら、これまで保護者の都合により、異なった活動を行ってきたが、特区の導入により、この時期に最も必要な集団における社会性や創造性を育み、幼児の健全な育成を図ることができる。

この施設のオープンは、平成17年4月となるが、それ以前から、特区の認定を受け、入所・入園等の事務処理の簡素化・効率化、保育所・幼稚園における保育所保育指針と幼稚園教育要領を年齢に応じた保育カリキュラムに再編したり、保育士と幼稚園教諭の交流や協働による意識改革や資質の向上、行事等の統一化、保護者会との協議、施設の管理運営に至るまで調整を行わなければならない。

このためには、保育の実施に係る事務を教育委員会に委任することにより、事務処理が一本化され円滑な事業推進を図ることができるようになる。

このように、特区の導入が「あんしんプラン」の掲げた「子育て支援総合施設」の運営、管理に不可欠であるとともに、計画の基本理念である「安心して子どもを産み育てることができる町・たじり」の実現を目標に取り組むものである。

## 7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革区域に及ぼす経済的社会的効果

本町における子育て支援の基本姿勢は「子どもの幸せ」であり、家庭・地域・行政が三位一体となり、すべての子どもが等しく幸せになるような施策を目指している。現在、保育所においては延長保育（午前7時30分から午後7時まで）や一時保育を、幼稚園においても3歳児を一部受け入れたり、預かり保育（降園後から午後6時まで、土曜日や長期休業中）や一時預かり保育を、中央公民館においては地域子育て支援センターを核に親子サロン（親子のふれあい学習の場）や小学校低学年を対象とした学童保育を実施している。

このような子育てや子どもに対する施策が中核施設となる「子育て支援総合施設」の建設により一部集約されてくるとともに、特区の導入では0歳児から5歳児までの保育・教育が一貫した流れの基に実施されることにより、これまでさほど合同での活動ができなかったが、平成17年度は3歳児から5歳児170人の合同保育が同一の保育室で可能となり、将来的には中核施設での実施状況等を踏まえ、平成20年度をめどに町内すべての幼稚園でも合同保育を実施し、250人程度の合同保育の実施を目標にしている。

また、現在町内の3幼稚園、3小学校、1中学校の子どもたち約1,200人に、地元で生産された米や野菜などを使った安全で安心して食べることができる給食を提供しながら、栄養士による食指導「食育」に力を入れている。そこで、「子育て支援総合施設」においても、4歳から5歳児については幼稚園・保育所の分け隔てなく「食育」を実施したいという観点から、保育所児にも同様の給食を提供していく。

以上のことにより、「あんしんプラン」の基本理念である保護者が「安心して子どもを産み育てることができるまちづくり」の実現につながっていき、少しでも少子化傾向に歯止めがかかっていくことが期待できる。

また、当該施設において、全国的にも実施例が少なく、かつ宮城県内において実施されていない「乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）」を実施することにしており、仕事と子育ての両立を最大限サポートしていく体制を整備することとしている。

子育てがしやすい、子どものための幅広く質の高い保育・教育が提供できる、子育ての相談ができ、子育てによる仲間づくりや喜び、親と子の絆の醸成など子ども

をめぐる環境が改善されることにより、女性の社会進出をはじめ、新規居住者やUJイターン者などの増加も期待できる。

今回の認定申請は、施設のオープン前で実質施設における合同活動には、1年という時間を要するが、保育所保育指針と幼稚園指導要領に沿った町独自の新たなカリキュラムの作成をはじめ、これまで実施している子育て支援策との連携や調整事項も多い。保育所と幼稚園の合同保育の試行等、施設のオープン前には課題や問題点をなくし、最も「子ども」が集団活動しやすく、健全な育成が図られるような施策や施設の建設に反映していくものである。

職員は、合同保育を前提に、保育士、幼稚園教諭が主体となって協議を進め、互いに協調し合いながら結果として資質の向上が図られてくる。さらに、保育所と幼稚園の対住民窓口も一本化されることにより、入園手続き等の事務を一か所で行うことができるようになり、より一層効率的な事務執行が可能になるとともに、利用者にとっても利便性が向上する。

## 8. 特定事業の名称

- ・ 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（807）
- ・ 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（914）
- ・ 保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業（916）
- ・ 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（920）

## 9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 「(仮称)田尻町子育て支援総合施設」の開設(補助事業)

平成16年度厚生労働省及び文部科学省の補助事業として、「子育て支援総合施設」を特別区域内(田尻町全域)における就学前教育と地域の子育て支援や、幼稚園児及び保育所児の合同活動事業などを行う拠点施設として整備する予定である。平成17年4月から当該施設を開設し、幼稚園教諭と保育士資格の両方を持った職員の配置をはじめ、保健師、看護師、栄養士、子育て指導員などを配置しながら、幼稚園児、保育所児、家庭で子育てしている全ての就学前の子どもの権利を最大限尊重した保育を行いながら、育児不安に対する相談や指導、子育てサークルの育成なども一体的に実施していくものである。

### (2) 次世代育成支援地域行動計画策定事業(補助事業)

今年度全国のモデル市町村として厚生労働省から指定を受け、平成13年度に策定した田尻版エンゼルプランである「あんしんプラン」のさらに一段の取り組みを推進するため、子育て支援のみならず、子どもと保護者の心身の健康(母子保健関

連)や子育てしやすい生活環境の整備、男性の働き方の見直しや子どもの安全確保、さらには少子化対策まで網羅した実効性のある計画を策定しているところである。

今年度内に計画の素案づくりを行い、本町をモデルとして、平成16年度中に市町村合併する予定である1市6町で1本の計画を作り上げ、具体的な目標数値を掲げながら新市全体の子育て支援策の底上げを図り、「日本一子育てしやすいまちづくり」を目指して、平成17年度を初年度とし、目標年度を平成26年度とする計画を策定していくものである。

(3) 子育て支援ネットワーク化事業(単独事業)

住民ニーズに応じたきめ細やかな子育て支援策を展開していくためには、地域における子育て支援の取り組みが重要であり、中核施設のみならず各地区の拠点においても子育て相談事業や子育て支援の情報を提供していきたいと考えている。そこで、平成16年度中に各幼稚園を拠点とした子育てサービスの在り方を検討し、平成17年度からその実施に向け取り組んでいく予定としている。

また、これと同時並行で、地域子育て支援センターを中心として、子育てを一段落した方や、これから子どもを産み育てたいと思っている方などを対象として、子育てサポーターの養成講座を実施していく予定としている。平成17年度からは、特別区域内(田尻町全域)の子育て支援事業などにも協力をもらいながら、子育てサポーターがひとり立ちできるよう育成・支援し、地域における子育て支援を実践的に取り組んでもらう予定としている。

(4) 食教育の推進事業(単独事業)

現在は、町の栄養士による「食育」の巡回指導や学校だよりなどによる栄養指導などを実施しているが、平成16年度内に「食教育推進計画(食育プログラム)」を策定しながら、平成17年度を初年度とし、家庭における栄養指導の重点化を図りながら、子どもたちが心身ともに健やかに育つようサポートしていく予定である。

(5) 子どもに係る事務(児童福祉法に係る事務)の教育委員会への委任事業  
(新規提案)

今回、構造改革特別区域計画を作成するに当たり、住民や学識経験者等を交えた「たじり子育て支援ネットワーク会議」(平成12年度に設置)において検討を重ねて来たが、その中で保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業(916)の認定を受けるに当たり、「青少年の健全育成を含め、これから親になる世代、子どもがお腹の中にいるマタニティーの時期から一連で子育て支援ができればいいね。」という発想のもとに、今後、関係部署と県とも協議しながら具現化を図り、新規提案できるよう取り組んでいこうと考えているものである。

(6) 送迎体制整備事業(通園バスの運行)

現在町では、4歳以上の幼稚園児のみの送迎を行っているが、仕事と子育ての両立を図っていくうえで、保育所に入所している子どもたちの送迎も必要ではないか

と考えている。これは、単に幼稚園と同様のやり方で子どもたちの送迎を行うのではなく、保護者が通勤時に駅に送ってきた子どもたちを保育所に送迎することや、平成17年4月の市町村合併を視野に入れた広域保育に対応した送迎、保育所が開所していない時間帯に家庭で保育する者（保育ママ）に預けられた子どもたちを保育所に送迎するなど、多方面での必要性を検討しながら、ニーズ調査も行い、試行を経て、平成17年度以降の実施をめどに事業を進めていくものである。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

番号： 807

名称： 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

### 2 当該規制の特例措置を受けようとする者

(仮称)田尻町子育て支援総合施設(保育所2か所と幼稚園1か所を統合した施設)

施設の設置主体：田尻町

施設の規模：床面積1,898.63㎡(木造平屋建て)

施設の所在地：宮城県遠田郡田尻町沼部字新堀地内

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

主 体 田尻町

区 域 田尻町全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

概 要 構造改革特別区域計画の認定後、保育所と幼稚園を合築し、その施設において保育所児と幼稚園児の合同保育ができるよう保育室の整備をはじめ、保育士や幼稚園教諭の交流や年齢に応じたカリキュラムの作成を行う。

### 5 当該規制の特例措置の内容

本町においては、少子高齢化による子どもの数の減少に伴い、子どもが他の同世代の子どもとふれあう機会が少なくなり、子どもの豊かな人間形成や社会性を涵養する上で課題となっている。そのため、平成14年に少子化対策を含めた総合的な子育て支援策として「子育て支援活動基本計画(あんしんプラン)」を策定した。計画を推進するため、老朽化している2か所の保育所と1か所の幼稚園を統合した「子育て支援総合施設」の建設に着手し、平成17年4月オープンする予定である。この施設は、0歳児から5歳児までの乳幼児を預かるが、3歳児から5歳児までの幼児は、保護者の就労状況等の家庭環境の違いから、保育に欠ける欠けないといった親の都合での保育所と幼稚園入園(入所)に捉われることなく、同年齢児が合同で活動を行い、集団生活による社会性、創造性を涵養し幼児の健全な育成を支援するものである。



## 別紙

### 1 特定事業の名称

番号： 914

名称： 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

### 2 当該規制の特例措置を受けようとする者

(仮称) 田尻町子育て支援総合施設(保育所2か所と幼稚園1か所を統合した施設)

施設の設置主体： 田尻町

施設の規模： 床面積 1,898.63㎡(木造平屋建て)

施設の所在地： 宮城県遠田郡田尻町沼部字新堀地内

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

主 体 田尻町

区 域 田尻町全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

概 要 構造改革特別区域計画の認定後、保育所と幼稚園を合築し、その施設において保育所児と幼稚園児の合同保育ができるよう保育室の整備をはじめ、保育士や幼稚園教諭の交流や年齢に応じたカリキュラムの作成を行う。

### 5 当該規制の特例措置の内容

本町においては、少子高齢化による子どもの数の減少に伴い、子どもが他の同世代の子どもとふれあう機会が少なくなり、子どもの豊かな人間形成や社会性を涵養する上で課題となっている。そのため、平成14年に少子化対策を含めた総合的な子育て支援策として「子育て支援活動基本計画(あんしんプラン)」を策定した。計画を推進するため、老朽化している2か所の保育所と1か所の幼稚園を統合した「子育て支援総合施設」の建設に着手し、平成17年4月オープンする予定である。この施設は、0歳児から5歳児までの乳幼児を預かるが、3歳児から5歳児までの幼児は、保護者の就労状況等の家庭環境の違いから、保育に欠ける欠けないといった親の都合での保育所と幼稚園入園(入所)に捉われることなく、同年齢児が合同で活動を行い、集団生活による社会性、創造性を涵養し幼児の健全な育成を支援するものである。

【特例措置摘要の要件】

1 幼児（保育所児・幼稚園児）数の合計により児童福祉施設最低基準及び幼稚園設置基準（面積・職員配置）を満たしていること。

(1) 面積

ア．保育室面積（保育園）

	定員	入所予定人員 (実施人数)	学級数	保有面積：児童福祉施設最低基準
3歳児	30人	30人	1	66.25㎡ 59.40㎡ (1.98×30)
4歳児	30人	30人	1	66.25㎡ 59.40㎡ (1.98×30)
5歳児	30人	30人	1	66.25㎡ 59.40㎡ (1.98×30)
合計	90人	90人	3	

イ．園舎の面積（幼稚園）

	定員	入園予定人員 (実施人数)	学級数	保有面積：幼稚園設置基準
3歳児	20人	20人	1	$\frac{436.59\text{㎡}}{420\text{㎡}}$ $(320 + 100 \times (\text{学級数} - 2))$
4歳児	30人	30人	1	
5歳児	30人	30人	1	
合計	80人	80人	3	

入所（園）予定人員は、H17.4.1現在の見込み。

(2) 職員配置数

	定員	入所(園)予定 人員 (実施人数)	職員 配置	児童福祉施設最低 基準	幼稚園設置基準
3歳児	50人	50人	3人	20人につき1人	35人につき1人
4歳児	60人	60人	2人	30人につき1人	35人につき1人
5歳児	60人	60人	2人	30人につき1人	35人につき1人
合計	170人	170人	7人		

2 職員は、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有し、保育士及び幼稚園教諭を兼務していること。

本町では、保育園及び幼稚園職員の採用にあたり、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有していることを要件としている。また、構造改革特別区域計画の認定を受け、幼保合同活動（合同保育）を開始する平成17年4月1日付けで、「(仮称)田尻町子育て支援総合施設」(幼稚園・保育所の合築)に勤務する職員に対し、幼保職員の併任辞令を発令する。

3 保育内容は、保育所保育指針と幼稚園教育要領に沿ったものであること。

本町における「幼保一元化」構想実現に向けた取り組みは、平成5年度から「全ての子どもに等しく教育を」の実現を目標として検討を重ね、幼保職員の人事交流をしながら、相互の保育に対する共通理解を深めつつ、昭和62年から実施している「親子サロン」を中心として、幼稚園児と保育所児の交流事業、家庭で保育している子どもたちと幼稚園や保育所との交流事業などを開催しながら、構想実現へ向けて取り組んできた。

また、昨年度から、幼稚園教諭や保育士、学識経験者などで「たじり子育て支援ネットワーク会議」内に教育計画作成班を組織し、保育所保育指針と幼稚園教育要領を踏まえつつ、幼保合同活動（合同保育）のためのカリキュラムづくりを行っているところであり、これを基礎として幼保合同活動（合同保育）を実践していくものである。

こうしたことにより、町の子育て支援の基本姿勢「子どもの幸せ」を念頭にした「子どもを産み・育てやすいまちづくり」が実現できるものである。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

番号： 916

名称： 保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業

### 2 当該規制の特例措置を受けようとする者

田尻町

田尻町教育委員会

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日（平成16年4月1日）

### 4 特定事業の内容

主 体 田尻町

区 域 田尻町全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日（平成16年4月1日）から

概 要 保育の実施に係る事務（保育所の入所決定、保育所の定員を超えた場合における入所の選考、保育所入所申し込みの勧奨、保育所の状況等情報提供）を町教育委員会へ委任する。人事異動などのある年度の始め（4月）から適用したい。

整備される施設 名 称：（仮称）田尻町子育て支援総合施設

（保育所2か所と幼稚園1か所を統合した施設）

規 模：床面積1,898.63㎡（木造平屋建て）

所在地：宮城県遠田郡田尻町沼部字新堀地内

### 5 当該規制の特例措置の内容

本町においては、少子高齢化による子どもの数の減少に伴い、子どもが他の同世代の子どもとふれあう機会が少なくなり、子どもの豊かな人間形成や社会性を涵養する上で課題となっている。そのため、平成14年に少子化対策を含めた総合的な子育て支援策として「子育て支援活動基本計画（あんしんプラン）」を策定した。計画推進するため、老朽化している2か所の保育所と1か所の幼稚園を統合した「子育て支援総合施設」の建設に着手し、平成17年4月オープンする予定である。この施設は、0歳児から5歳児までの乳幼児を預かるが、3歳児から5歳児までの幼児は、保護者の就労状況等の家庭環境の違いから、保育に欠ける欠けないといった親の都合での保

育所と幼稚園入園（入所）に捉われることなく、同年齢児が合同で活動を行い、集団生活による社会性、創造性を涵養し幼児の健全な育成を支援するものである。

さらに、現在保育所の事務と幼稚園の事務が別々で処理されているが、保育の事務が教育委員会へ委任されることにより、幼稚園と保育所の事務処理の効率化、一体的で連携した運営、これまで住民からのニーズの高かった入所手続等の一元化が図られ住民サービスの向上が図られる。事務の円滑な委任を図るため、県保健福祉事務所、民生児童委員及び町保健福祉課との連携強化を図っていくものとする。

また、「子育て支援総合施設」のための保育カリキュラムの作成などの諸準備、保育士と幼稚園教諭の人事交流や研修会、合同保育の試行等が円滑に実施できる。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

番号： 920

名称： 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

### 2 当該規制の特例措置を受けようとする者

(仮称) 田尻町子育て支援総合施設 (保育所 2 か所と幼稚園 1 か所を統合した施設)

施設の設置主体： 田尻町

施設の規模： 床面積 1,898.63㎡ (木造平屋建て)

施設の所在地： 宮城県遠田郡田尻町沼部字新堀地内

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

主 体 田尻町

区 域 田尻町全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

概 要 構造改革特別区域計画の認定後、幼稚園と保育所の分け隔てなく保育所児にも幼稚園児と同様の給食を提供し、栄養士による定期的な食指導「食育」を行い、子どもたちの健全な育成を行う。

### 5 当該規制の特例措置の内容

子どもたちの健全な育成には、食教育も重要な要素であり、現在町では3幼稚園、3小学校及び1中学校の子どもたち約1,200人に、地元で生産された米や野菜などを使った安全で安心して食べることができる給食を提供しながら、栄養士による定期的な食指導「食育」に力を入れている。そこで、平成17年4月1日に開所する中核施設においては、幼稚園・保育所の分け隔てなく「食育」を実施したいという観点から、保育所児にも同様の給食を提供していくものとする。

なお、保育所児の0歳から3歳児については、子どものアレルギー対応など、きめ細やかな給食を提供する必要があることなどから、これまでの基準どおり中核施設内に給食室を設置し、年齢にあった給食の提供をしていくものとする。

#### 【特例措置摘要の要件】

### 1 調理室として、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること

子育て支援総合施設では、0歳児から3歳児については当該施設に設置した調理室

から給食を提供するため、これまでの基準どおり調理室を設置することとしている。したがって、4歳以上児の給食についても、加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を共用することができる。また、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等も有しているため、給食の提供には支障はない。

## **2 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること**

児童の給食については、これまでも町の栄養士を配置し、きめ細やかな給食を提供するよう努めてきた。また、食事の内容、回数及び時機についても現場の先生方と常に連絡を取り合いながら、給食の適正な提供に努めてきたところである。

今回の保育所4歳以上児への給食の外部搬入については、子育て支援総合施設と学校給食センターが、いずれも町の施設であり、運営も町で行っていることから、給食の外部搬入には支障がなく、児童の食事の内容、回数、時機に適切に応じることができる。

## **3 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること**

子育て支援総合施設での給食の外部搬入については、この施設を建設する当初から計画としてあったため、施設的设计段階から、衛生基準に従い、かつ安全な給食が提供できるよう所管の保健所との協議を進めてきたところである。また、外部搬入については、現行の「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社援第38号）」及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」を遵守しながら行うべく、保健所の指導を受けながら、準備を進めているところである。

保健衛生面並びに栄養面については、当該施設に専任の栄養士及び保健師を配置しながら、万全の体制で給食を提供するよう努めていくものである。

## **4 必要な栄養量を給与するとともに、食育を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供すること**

必要な栄養量の給与については、子育て支援総合施設並びに学校給食センターの栄養士が連携を図りながら、発育・発達段階に応じた必要な栄養量を確保しながら給食を提供するとともに、食育を図る観点から、現在も定期的な栄養指導や生産者を招いての食事会や勉強会などの活動を展開しているが、平成16年度中に食育プログラムを作成する予定としており、施設開所後はこの食育プログラムに基づいた給食を提供しながら、食を通じた子どもの健全育成を図っていくものである。

なお、食育プログラムの作成に当たっては、「食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について（平成16年3月16日雇児発第0316007号）」及び「保育所における食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について（平成16年3月29日雇児保発第0329001号）」を参考としながら作成していく。